

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

平成28年度江差町各会計予算並びに関連議案について、質疑をすべて終了致しましたので、これから質疑の終了した各議案について、討論採決を行います。

討論採決は条例先議であります。

まず、日程第2、議案第15号、平成28年度江差町財政調整基金の処分について、討論採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第15号、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって議案第15号については原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第3、議案第17号、江差町空き家等の適正管理に関する条例の制定について、討論採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第17号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第17号については原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第4、議案第18号、江差町情報公開条例の一部を改正する条例について、から、日程第7、議案第21号、檜山管内行政不服審査委員会の共同設置について、まで4件を関連がございますので、一括して討論採決を行います。

(議長)

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、お諮りします。

議案第18号から議案第21号まで討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第18号から議案第21号まで、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第18号から議案第21号までについては原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第8、議案第22号、住所表示の統一化に伴う関係条例の整備に関する条例の整理について、討論採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第22号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって議案第22号については原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第9、議案第23号、檜山広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について、討論採決を行います。

(議長)

お諮りします。
本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第23号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって議案第23号については原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第10、議案第24号、江差町逆川森林公園条例の制定について、討論採決を行います。

(議長)

お諮りします。
本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第24号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第24号については原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第11、議案第25号、過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、討論採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第25号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第25号については原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第12、議案第27号、江差追分会館条例の一部を改正する条例について、討論採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第27号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって議案第27号については原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第13、議案第28号、江差町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、討論採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第28号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第28号については原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第14、議案第29号、町道路線の認定について、討論採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第29号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第29号については原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第15、議案第30号、江差町過疎地域自立促進市町村計画の策定について、討論採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第30号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第30号については原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第16、議案第6号、平成28年度江差町一般会計予算について、討論採決を行います。

(議長)

まず原案に反対者の討論を許します。

(議長)

討論希望ございませんので、討論なしと認めます。

次に原案に賛成の方の討論許します。討論希望ありませんか。

「飯田議員」。

「飯田議員」

私は平成28年度一般会計予算討論にあたり、賛成の立場で2つの意見を付して賛成するものでございます。議員各位の、賛同を宜しくお願い致します。

さて今般の一般会計予算を見ますと、まさに積極的な財政支出をして、まさに1週間後に迫った北海道新幹線の開業に間に合うように、観光を含め色々な経済発展の政策を打ちだしたところでございます。特に江差町の観光事業にとって最大の懸案でありました宿泊施設の対応につきまして、江差まちづくり推進交付金を設定し、更なる宿泊客呼び込むという政策を打ち出した訳でございます。まさに地方創生交付金の積極的に活用した事業であるという風に評価をするものでございます。

また江差町の町のシンボルでございます、かもめ島周辺の色々な賑わいを創出するために、特に開陽丸センターに観光インフォメーションセンターを設置する等、そういう道の駅の将来の道の駅を見据えた、あの辺の周辺整備は特に評価をするものでございます。

また、継続事業でございます、江光ビルの跡地の活用、また、江差線、JR江差線の跡地の対応等々、まさに山積する課題を積極的に対応していることは評価をするものでございます。

また、国の制度、策定を踏まえまして、江差町にとりましても、空き家対策制度、空き家対策の条例を制定して、まさに今一番の懸念になっている町、そして商店街の空き家対策に取り組む姿勢は高く評価をするものでございます。

ただ2つの意見につきましては、今般、ひのき荘の改築につきましては具体的な予算編成はない訳でありますけれども、これまで理事者の答弁では町内に、江差町役場内に検討委員会を設置をして答申を受けた段階できちんと議会と協議をすると、そういう答弁が何度もありましたけれども、今回の町長の町政執行方針には唐突にひのき荘の改築案、2020年、そして運営方式についても民設民営という大方針が出された訳でございます。定員につきましても、定員70名ということでございます。今後、議員協議会に提案されるでありましようけれども、まさにこのことにつきましては、議会と町長との信頼関係を損なうものであり、今後十分留意をして頂きたいと思っております。

また、昨日から議論になりました旧学習センター体育館の活用でございます。この点につきましては、理事者、そしてそれを実行する観光コンベンション協会より一定程度の積明がございましたので、これは了と致しますけれども、これにつきましても、今後の観光推進に向けて汚点の残すことのないように、今後も流用して予算編成を進めて頂きたいという風に思っております。

以上2点の意見を付して、平成28年度予算編成にあたって賛成の立場で討論とさせて

頂きます。

(議長)

それでは、賛成の立場で、「塚本議員」。

「塚本議員」

第1回江差町定例会における平成28年度町行政執行方針並びに予算編成に対し、賛成の立場で発言させていただきます。

1点目として、地場産業の振興、とりわけ一次産業の農業者、漁業者に対し、共済掛金、機械等設備購入の一部助成が継続されていることは経営的に厳しい折、一次産業の大きな下支えとなっております。今後はより新たな高収益作物へのチャレンジや、栽培漁業への拡大、水揚げ魚種の高付加価値化の、を進めることに対して非常に期待をするところでございます。

2点目ではありますが、観光対策において新幹線対策関連予算の増額をはじめ、海王丸センターに観光インフォメーション機能を設置することは、かもめ島周辺の拠点整備の第一歩となるものであり、観光企画対策として非常に重要と考えます。今後はさらに、体験型観光や食の観光、ガイド体制を強化し、加えて最大の課題である宿泊施設の誘致にも力を入れるべきと考えるところであります。

3点目は長年の懸案事項でありました、ひのき荘改築整備の方向付けを示したことに対して、私としても大いに評価するところであります。今後改めて、議会と協議するとの方針が述べられておりますが、しっかりと議論を重ね、経済的生活環境に恵まれないお年寄りが安心して暮らせる設備になるよう望むところであります。

4点目ではありますが、まちづくり推進交付金の制度化であります。空き店舗の利活用に対する支援策など、特に予算化はされていませんが宿泊施設の建設に向けた支援は大きな誘導策になるものと考えます。

また、ハード系事業のみならず、まちづくりや人材育成の観点で北海道教育大学との連携がなされることも新たな視点での地域への活性化の提案を期待するところであります。

最後に、交付税が国勢調査による人口数値がベースとなり、大幅に歳入が減少する訳ですが、一方、ふるさと納税制度の取り組みなど、新たな財源対策も効果が出るものと期待しております。

江差町まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿った各種の施策を本年度から、予算編成の柱とした点についても評価するところであります。特に江差町の歴史や文化という北海道内にはない地域資源をまちづくりに活かす取り組みは、大きな江差町の戦略の、戦略になると考えます。

照井町長が若さとバイタリティーにより、新たな江差町の創生に向け、頑張ってくださいることを期待し、私の賛成討論とします。

議員各位の賛同を宜しくお願い申し上げ、私の発言を終わります。

(議長)

他に討論希望ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望なしと認め、直ちに採決致します。この採決は起立によって行います。
議案第6号について原案に賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。
よって議案第6号については原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第17、議案第16号、平成28年度江差町国民健康保険事業会計財政調整基金の処分について、討論採決を行います。

(議長)

お諮りします。
本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第16号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって議案第16号については原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第18、議案第26号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、討論採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第26号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第26号については原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第19、議案第7号、平成28年度江差町国民健康保険費特別会計予算について、討論採決を行います。討論希望ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望なしと認め、直ちに採決致します。

議案第7号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案7号については原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第20、議案第8号、平成28年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について、討論採決を行います。討論希望ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望なしと認め、直ちに採決致します。
議案第8号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって議案8号については原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第21、議案第9号、平成28年度江差町介護保険特別会計予算について、討論採決を行います。討論希望ございませんか。

(議長)

異議なしと認め、討論なしと認め、直ちに採決致します。議案第9号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(「なし」の声)

(議長)

挙手全員であります。
よって議案第9号について原案の通とおりに決されました。

(議長)

次に、日程第22、議案第10号、平成28年度江差町公共下水道事業特別会計予算について、討論採決を行います。討論希望ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

なしと認め、直ちに採決致します。
議案第10号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって議案第10号について原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第23、議案第11号、平成28年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について、討論採決を行います。討論希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議、討論なしと認め、直ちに採決致します。
議案第11号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって議案第11号については原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第24、議案第12号、平成28年度江差町港湾整備事業特別会計予算について討論採決を行います。討論希望ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望なしと認め、直ちに採決致します。
議案第12号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって議案第12号については原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第25、議案第13号、平成28年度江差町奨学金特別会計予算について、討論採決を行います。討論希望ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望なしと認め、直ちに採決致します。
議案第13号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第13号については原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第26、議案第14号、平成28年度江差町公共下水道事業予算について、討論採決を行います。討論希望ございませんか。水道事業会計予算について、討論・採決を行います。討論希望ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望なしと認め、直ちに採決致します。

議案第14号、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第14号については原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第27、発議第1号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書の提出について、を議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案についてはお手元に配布のとおりでありますので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第1号については、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手少数であります。よって発議第1号については否決されました。

(議長)

日程第28、発議第2号、軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書の提出を議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案についてはお手元に配布のとおりでありますので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手少数であります。

よって発議第2号については否決されました。

(議長)

日程第29、発議第3号、TPPの影響に関する国民の不安を払拭し、対策の確実な実行を求める意見書について、を議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案についてはお手元に配布のとおりでありますので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手少数であります。

よって発議第3号については否決されました。

(議長)

日程第30、発議第4号、児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書の提出を議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案についてはお手元に配布のとおりでありますので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第4号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって発議第4号については原案のとおり決しました。

(議長)

以上で、今定例会に付議された案件は、すべて議了致しました。これで、本日の会議を閉じます。

(議長)

平成28年第1回江差町議会定例会を閉会致します。

大変ご苦勞様です。

閉 会 16:40